

死刑執行にかかる会長声明

- 1 本年8月29日、東京拘置所と仙台拘置支所において、各1名(合計2名)の死刑が執行された。谷垣禎一元法務大臣が就任してから今回も含めて既に6回(合計11名)もの死刑執行が行われたことになる。

極めて遺憾であり、当会は改めて死刑執行に強く抗議する。

- 2 今回執行された仙台拘置支所の元死刑囚については、本年8月6日に第三次再審請求の特別抗告が棄却された直後で、かつ、第四次再審請求に向けて動いていた矢先の執行であった。

他方、東京拘置所において執行された元死刑囚は、確定審の裁判で無罪を主張していたものの、2012年(平成24年)10月23日に最高裁で上告が棄却されて死刑判決が確定したものであり、今年の8月に行われた確定死刑囚へのアンケートでは「再審準備中」と記してあった。

このように再審請求を準備している矢先に死刑執行が行われたことについては、甚だ遺憾である。

加えて、同死刑囚は、上告棄却から執行までの間には2年も経過しておらず、近年判決確定から死刑の執行までの期間が明らかに短くなってきている。死刑は一度執行されれば、後日再審要件を満たしたとしても取り返しがつかないことから、死刑執行にはより慎重を期するべきである。

- 3 日本においても、いわゆる免田事件・財田川事件・松山事件・島田事件という4つの死刑確定事件において再審無罪判決がなされており、司法においては誤判の可能性が必然的に内包されていることは明らかである。

そして、本年3月になされた袴田事件にかかる再審決定は、刑事司法制度が完全ではないことを如実に表している。袴田事件の再審開始決定は、えん罪の恐ろしさはもちろんのことであるが、死刑制度の問題点を浮き彫りにした。

- 4 当会も、再三にわたり、政府に対し、死刑に関する全社会的議論が尽くされるまでの間、死刑執行を停止するよう求めてきた。

しかし、未だ社会的議論は開始されたとすら言えず、死刑制度について公に議論する場すら設けられていない。

このような状況のもとで、再度死刑が執行されたのは、極めて遺憾な事態であり、社会的議論を排斥したものと言わざるを得ず、到底容認できない。

5 さらに、日本政府は、この間国連機関から、死刑廃止を前向きに検討するよう再三にわたり勧告を受け続けており、例えば2008年（平成20年）には国連人権（自由権）規約委員会から「世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃止を前向きに検討し、必要に応じて、国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべき」との勧告を、2013年（平成25年）には国連拷問禁止委員会から、死刑制度を廃止する可能性についても考慮するよう勧告を受けており、締約国の政府として、これらの勧告を真摯に受け止める国際的な責務を負っていたというべきである。これを無視したことは遺憾である。

6 当会は政府に対し、死刑に関する全社会的議論が尽くされるまでの間、死刑執行を停止するよう再度強く求める。

2014（平成26）年9月24日

宮崎県弁護士会

会長 柏田芳徳

